

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 社会福祉課
委 託 業 務 番 号	令和4年度 長社福第20号
委 託 業 務 名 称	長浜市生活困窮者等就労支援・就労準備支援業務及び長浜市生活困窮者一時生活支援業務
委 託 業 務 場 所	長浜市
業 務 の 概 要	生活困窮者就労支援業務 生活困窮者就労準備支援業務 生活保護受給者就労支援業務 生活保護受給者就労準備支援業務 生活困窮者一時生活支援業務
履 行 期 間	令和4年4月1日 から 令和4年6月30日
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 額 ( 税 込 )	4, 422, 528円
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 又 は 住 所 ] 長浜市列見町292番地 [ 商 号 又 は 名 称 ] 株式会社クローバー
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業務の受託者の選定については、令和3年7月に公募型プロポーザル方式により株式会社クローバーと随意契約を行ったところである。令和4年7月以降の受託者を公募型プロポーザル方式により選定する令和4年6月末までのつなぎ期間において、本業務を切れ目なく対象者への支援を続ける必要があるため、1者随意契約の委託先として、前年度受託者である当該事業者を選定する。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>